

豊中市花いっぱい運動拡充プロジェクト委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、第4次豊中市総合計画や第2次豊中市みどりの基本計画及び同計画中間総括の内容を踏まえ、市内の緑化や花いっぱいに向けて実施している様々な事業について、それらの事業効果・事業間の相乗効果を高めるため、参画するサポーターの拡大と新たにスポンサーを獲得するための、より効果的かつ持続的な仕組みづくり並びに運用を目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

豊中市花いっぱい運動拡充プロジェクト委託業務

(2) 業務内容

別添「豊中市花いっぱい運動拡充プロジェクト委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

(4) 委託限度額

9,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部局所管課

環境部公園みどり推進課

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていないこと。

※なお、応募者は、プロポーザルの実施時点では市の業者登録をしていなくてもよいこととするが、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに同登録を行うものとする。

5 参加表明手続・企画提案書等作成要領

(1) 提出書類の種類

本業務の目的、仕様書の内容等を十分理解したうえで、企画提案書等を提出すること。

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> ・正本 1 部のみ提案者の代表社印（本市へ事業者登録を行っている場合はその印。以下同じ）を押印すること。 ・副本は複写可。 	様式 1
2	提案者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の会社名、本社・支社所在地、資本金、従業員数、業務内容、組織図等を記載すること。 ・「業務内容」は代表的な業務分野を記入すること。 ・「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入。また図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。 	様式 2
3	提案者の業務実績	過去の公共事業の受託実績において、仕様書に記載の業務内容と同種業務の実績を記入。	様式 3
4	業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を担当する体制を記載すること。 ・役割の欄には本業務における担当分野や業務内で担う役割を記載すること。 ・様式 4 は適宜作り変えてもよい。ただし紙数 1 枚に収まるように記入すること 	様式 4
5	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に基づき、企画提案の具体的な内容等について、「7 審査方法、評価基準 (2) 提案項目及び評価基準」に留意のうえ作成すること。 ・全体スケジュール及び業務の進行管理について記載すること。 ・企画提案事項については、イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること 	任意 (A 4 サイズ 10 枚以 内 ※表紙 除く)
6	見積書	・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積	任意

		算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「豊中市花いっぱい運動拡充プロジェクト委託業務」と明記すること。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。なお、本業務においては、消費税率は10%を見込むこと。 ・正本は1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	
7	公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無	・該当の有無を記入すること。 ・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容及び期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。	様式5

(2) 提出部数

正本1部、副本6部（副本は、正本の複写可）及び応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）。

なお、副本6部については、参加資格者が判明できる記載、表現等（商号、実印等）は記載しないや黒塗りにする等により審査における匿名性を担保すること。

(3) 提出期限

令和6年（2024年）8月5日（月）17時15分必着。

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。なお、提出後の応募書類の追加や差し替え、訂正は原則認めない。

(4) 提出方法

持参（月～金曜日（祝日は除く）8時45分～17時15分）、郵送又は宅配便のいずれかとする。郵送又は宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局にメールや電話で確認すること。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚1丁目3番1号（大門公園内）

豊中市環境部公園みどり推進課

6 質疑応答等

業務内容や提出書類、審査手続き等について質問がある場合は、「質問書」（様式6）に記入のうえ、事務局あてにメールで提出すること。

（質問書提出期限：令和6年（2024年）7月22日（月）17時15分（必着））

提出された質問への回答は、令和6年（2024年）7月25日（木）（予定）に市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、電話での質問は受け付けない。

7 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する審査委員会を設置し、審査する。
 - ・審査は二段階で行い、第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーション審査とする。
 - ・審査は、(2)で定める審査項目に基づき、各審査員が採点を行う方式とする。
 - ・第一次審査及び第二次審査の審査項目は同一とし、第二次審査時の採点は、第一次審査の結果に関わらず、新たに行うものとする。
 - ・第一次審査は、各審査員が企画提案書等の内容を採点し、全審査員の合計点数により順位を決定する。ただし、提案者が5者未満の場合は第一次審査を行わない。
 - ・第二次審査は、第一次審査の上位4者を対象に行う。各審査員が企画提案書等、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容を審査して採点し、全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定する。
- ただし、合計点数の最も高い提案者が2者以上あった場合は、当該提案者の中から審査員の多数決によって、第一優先交渉権者を選定する。また、合計点数が満点の50%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉権者を選定せず、別途、再審査あるいは再募集を行うものとする。

- ・第二次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下のとおり

①日 時：8月21日（水）

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

②発表時間：30分（各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答を行う）

③機材等：プレゼンテーションでパソコン（パワーポイント等）等を使用する場合の必要な機材は、基本的に提案者で用意すること。市は大型モニター（55型）及びPCとモニターを接続するケーブル（PC側はHDMI端子）、電源を用意する（但し、動作の保証はしない）。

また、インターネット回線が必要な場合は提案者にて用意すること。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる者もしくは担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、提案内容の質疑に回答でき、本業務を担当するものとする。

※説明資料については、事前に提出された企画提案書と同一の資料に限る。

(2) 提案項目及び評価基準

審査項目	配点	提案項目及び評価基準
1. 業務実績 業務実施体制	10	・提案者の業務実績
		・本業務を担当する実施体制
2. 企画提案書	45	【企画提案力】 ・業務目的を達成するための仕組みの構築となっているか。
		・次年度以降も事業継続が可能な提案となっているか。
		・サポーターの公募手法について、実効性の高い提案となっているか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーの公募手法について、実効性の高い提案となっているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・花の手入れをする場所について、効果的な事業展開へと繋がる場所を選定する方針が示されているか。
	15	【効果的な周知・PR 内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容を広く周知し、新たなサポーターやスポンサーの参画を促すための効果的な専用WEB サイトの内容や情報発信の手法が示されているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすく・魅力的な事業名及びロゴマークとするための手法やアイデアが示されているか。
	10	【既存事業との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑化事業との連携、又は、既存事業の取り込みにより、事業間の相乗効果の向上に繋がる提案となっているか。
	5	【スケジュール】 <ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュールが現実的であり、具体的・実現性のある提案となっているか。
	5	【その他提案】 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書以外での、事業実施にあたり効果的な提案がされているか。
3. 見積金額	10	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の妥当性
4. 処分歴	内容に応じて減点	<ul style="list-style-type: none"> ・公募開始日から過去3年以内の処分歴等

(3) 審査結果の通知

第一次審査の結果については8月9日（金）に、第二次審査の結果については8月23日（金）に、メールにて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等を協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

最終審査結果については、市ホームページにより公表する。

8 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「4 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合。
- (2) 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めた場合。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場

合。

- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合。
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合。
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合。
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合。
- (9) 第二次審査（プレゼンテーション）に欠席した場合。
- (10) 一団体に複数の提案をした場合。
- (11) 提案に関して談合等の不正行為があった場合。
- (12) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合。
- (13) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合。
- (14) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (15) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合。

9 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、業務内容を確定し、豊中市と契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- (2) 契約内容及び仕様、契約金額については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとする。また、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、本市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

10 スケジュール（いずれも、令和 6 年（2024 年））

■ 実施要領等の公表	7月10日（水）
■ 質問事項の締切	7月22日（月）17時15分必着
■ 質問事項への回答	7月25日（木）予定
■ 企画提案書等の提出期限	8月5日（月）17時15分必着
■ 第一次審査（書類審査）	8月7日（水）
■ 第一次審査結果の通知	8月9日（金）
■ 第二次審査（プレゼンテーション）	8月21日（水）
■ 第二次審査結果の通知	8月23日（金）予定
■ 委託契約の締結	9月2日（月）頃予定

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに関する費用等）は応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。

- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は受け付けない。

12 応募・質問等の問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚1丁目3番1号（大門公園内）
（事務局）豊中市環境部公園みどり推進課緑化自然環境係
TEL 06-6843-4141
FAX 06-6845-5813
E-mail kouen@city.toyonaka.osaka.jp